

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 2 月 28 日 (金曜日)

定期 第 591 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・高齢福祉課)	171
○告示	
解除予定保安林にする旨の通知 (環境農政・水源環境保全課)	172
○公告	
事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者 (県土整備・建設業課)	172
都市計画の図書の写しの縦覧 (10件) (県土整備・都市計画課)	173
○入札公告	
競争入札参加資格の認定手続 (県土整備・建設業課)	175
○正誤	178

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第13号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) に係る記録媒体をいう。)」に改める。

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第24号) 第 2 条第 1 項第 2 号
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第27号) 第 1 条第 1 項第 2 号
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第28号) 第 2 条第 1 項第 2 号
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第30号) 第 2 条第 1 項第 2 号
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年神奈川県規則第31号) 第 2 条第 1 項第 2 号
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成30年神奈川県規則第37号) 第 2 条第 1 項第 2 号

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 二 一 一

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 7 年 2 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

相模原市緑区千木良字坂本1, 534の 3（次の図に示す部分に限る。）、1, 535の 3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法第67条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 2 月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1(1) 商号又は名称

株式会社縁蔵ホールディングス

(2) 代表者

山田 智行

(3) 主たる事務所

相模原市中央区相模原一丁目 3 番地 6 号相模原駅前ハイツ 1 階

(4) 免許番号

神奈川県知事(2)第29947号

(5) 免許年月日

令和 4 年 8 月15日

2(1) 商号又は名称

福楊株式会社

(2) 代表者

張 福凱

(3) 主たる事務所

横浜市港北区新横浜 3 - 19の11加瀬ビル88 1003号

(4) 免許番号

神奈川県知事(1)第30860号

(5) 免許年月日

令和 2 年 5 月 25 日

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区川井宿町特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区金が谷特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区今川町西特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区羽沢町具行特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区中田東一丁目特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区長尾台町特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区大倉山特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区長津田町長月特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区追分特別緑地保全地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画病院第1号南部地域総合病院

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

入 札 公 告

競争入札参加資格の認定手続

調達の対象となる工事の請負等の契約を締結するために神奈川県が行う競争入札参加資格の認定の申請を次のとおり受け付けます。

令和 7 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達の対象となる工事の請負等の種類

(1) 工事の請負

土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

(2) 製造の請負

船舶の製造又は修理

(3) 工事に使用する物件の買入れ

工食用材料等

(4) 工事に使用する物件以外の物件の買入れ

複写、オフセット印刷、軽印刷、端物印刷、フォーム印刷、特殊印刷、書籍、機械・工具、土木建設機械（車両を除く。）、楽器、視聴覚機器、写真機器材、情報処理用機器材、事務機器、什器、文房具・事務用品、紙、印章、自動車、自転車その他の車類、自動車用品、医療機器、計測機器類（医療用のものを除く。）、理化学機器類、時計・メガネ、寝具、縫製品、帽子類、製靴、皮革、装飾・繊維、標章類、運動用品、看板、金物・雑貨、業務用厨房機器類、通信機器、家庭用電気機器、産業用電気機器・資材、冷暖房

機器、種苗・飼肥料、農機具（トラクターを除く。）、石油類（タンクローリーによる納品）、石油類（タンクローリーによる納品以外）、その他の燃料、消防防災用品、医療用薬品・衛生材料、産業用薬品、船舶・航空機、水道用機器材、発電用機器材、警察用品（制服・制帽を除く。）、建物、記念品・贈答品、福祉・介護用機器、教材・教具、その他の物品

- (5) 清掃の請負（県の庁舎又はその敷地の維持管理に必要なものを除く。以下同じ。）

県の庁舎及びその敷地以外の清掃

- (6) 地質調査、環境影響調査、損失補償に係る建物等の調査又は測量の委託

- (7) 工事の設計（工事に関する調査、企画及び立案を含む。以下同じ。）又は監理の委託

設備工事、建築工事、河川、砂防、海岸及び海洋部門の工事、港湾及び空港部門の工事、電力土木部門の工事、道路部門の工事、上水道及び工業用水道部門の工事、下水道部門の工事、農業土木部門の工事、森林土木部門の工事、水産土木部門の工事、造園部門の工事、都市計画及び地方計画部門の工事、地質部門の工事、土質及び基礎部門の工事、鋼構造及びコンクリート部門の工事、トンネル部門の工事、施工計画、施工設備及び積算部門の工事、建設環境部門の工事、機械部門の工事、電気及び電子部門の工事、廃棄物部門の工事

- (8) 一般業務の請負等（工事、製造若しくは清掃の請負又は地質調査、環境影響調査、損失補償に係る建物等の調査、測量若しくは工事の設計若しくは監理の委託以外の請負又は委託をいう。以下同じ。）

県の庁舎又はその敷地の維持管理に必要な清掃、廃棄物処理、クリーニング、運搬・保管、総合建物管理、建物設備保守管理、汚水処理施設等保守管理、警備・受付、消防施設保守管理、電気通信設備保守管理、エレベーター保守管理、害虫駆除、映画・ビデオ製作、航空写真・図面製作、デザイン製作、試験検査機器等保守管理、情報処理業務、医療事務、検査業務、調査業務、土地家屋調査士業務、不動産鑑定、給食業務、広告・宣伝、催事関係業務、複写サービス提供業務、森林整備業務、介護・福祉サービス提供業務、保険業務、樹木保護管理、労働者派遣業務、その他の業務

- (9) 物件の借入れ（工事に使用する物件の借入れを除く。以下同じ。）

- (10) 物品の売払い

2 競争入札に参加することができる者

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 競争入札参加資格の認定を希望する契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で、その期間を経過していないもの

- (5) 同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。）

- (6) 営業に関し許可、認可、登録等を受けることとされている場合に、当該許可、認可、登録等を受けていない者

- (7) 最近1年間の事業税を完納していない者

- (8) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納していない者

- (9) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしていない者（工事の請負に係る競争入札参加資格の認定を受けようとする者に限る。）

3 申請の方法、提出期間等

(1) 申請の方法

かながわ電子入札共同システムのホームページ (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) に掲載されている資格申請システム (以下「資格申請システム」という。) において申請書を作成し、資格申請システムから申請書を送信するとともに、かながわ電子入札共同システム競争入札参加資格認定申請の手引き (以下「申請の手引き」という。) に掲載されている提出書類を持参又は郵送 (簡易書留等) により送付してください。

なお、申請の手引きは、かながわ電子入札共同システムのホームページに掲載します。

(2) 申請期間等及び書類の提出先

ア 申請期間等

(ア) 申請書データの送信

令和 7 年 4 月 1 日 (火) から令和 9 年 2 月 1 日 (月) までの午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

(イ) 書類の提出

令和 7 年 4 月 1 日 (火) から令和 9 年 2 月 2 日 (火) まで

持参する場合の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送する場合は提出書類を受領した日を受付日とします。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約 (以下「特定調達契約」という。) に係る入札公告の後に、当該公告に係る競争入札参加資格の認定を受けることとなる場合は、当該公告に指定する申請期日までとします。

イ 書類の提出先

工事の請負、地質調査、測量並びに工事の設計及び監理の委託については、郵便番号 231-0021 横浜市中区日本大通 33 神奈川県住宅供給公社ビル 5 階 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課「入札参加資格申請・共同受付窓口」

製造の請負、物件の買入れ、清掃の請負、環境影響調査及び損失補償に係る建物等の調査の委託、一般業務の請負等、物件の借入れ並びに物品の売払いについては、郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」

(3) 競争入札参加資格の有効期間等

申請期間等		有効期間	
申請書データの受信日	書類の受付日	始期	終期
令和 7 年 4 月 4 日 (金) まで	令和 7 年 4 月 7 日 (月) まで	令和 7 年 5 月 1 日 (木)	令和 9 年 3 月 31 日 (水)
令和 7 年 5 月 1 日 (木) まで	令和 7 年 5 月 2 日 (金) まで	令和 7 年 6 月 1 日 (日)	
令和 7 年 6 月 2 日 (月) まで	令和 7 年 6 月 3 日 (火) まで	令和 7 年 7 月 1 日 (火)	
令和 7 年 7 月 1 日 (火) まで	令和 7 年 7 月 2 日 (水) まで	令和 7 年 8 月 1 日 (金)	
令和 7 年 8 月 1 日 (金) まで	令和 7 年 8 月 4 日 (月) まで	令和 7 年 9 月 1 日 (月)	
令和 7 年 9 月 1 日 (月) まで	令和 7 年 9 月 2 日 (火) まで	令和 7 年 10 月 1 日 (水)	
令和 7 年 10 月 1 日 (水) まで	令和 7 年 10 月 2 日 (木) まで	令和 7 年 11 月 1 日 (土)	
令和 7 年 11 月 4 日 (火) まで	令和 7 年 11 月 5 日 (水) まで	令和 7 年 12 月 1 日 (月)	
令和 7 年 12 月 1 日 (月) まで	令和 7 年 12 月 2 日 (火) まで	令和 8 年 1 月 1 日 (木)	
令和 8 年 1 月 5 日 (月) まで	令和 8 年 1 月 6 日 (火) まで	令和 8 年 2 月 1 日 (日)	

令和 8 年 2 月 2 日(月)まで	令和 8 年 2 月 3 日(火)まで	令和 8 年 3 月 1 日(日)
令和 8 年 3 月 2 日(月)まで	令和 8 年 3 月 3 日(火)まで	令和 8 年 4 月 1 日(水)
令和 8 年 4 月 1 日(水)まで	令和 8 年 4 月 2 日(木)まで	令和 8 年 5 月 1 日(金)
令和 8 年 5 月 7 日(木)まで	令和 8 年 5 月 8 日(金)まで	令和 8 年 6 月 1 日(月)
令和 8 年 6 月 1 日(月)まで	令和 8 年 6 月 2 日(火)まで	令和 8 年 7 月 1 日(水)
令和 8 年 7 月 1 日(水)まで	令和 8 年 7 月 2 日(木)まで	令和 8 年 8 月 1 日(土)
令和 8 年 8 月 3 日(月)まで	令和 8 年 8 月 4 日(火)まで	令和 8 年 9 月 1 日(火)
令和 8 年 9 月 1 日(火)まで	令和 8 年 9 月 2 日(水)まで	令和 8 年10月 1 日(木)
令和 8 年10月 1 日(木)まで	令和 8 年10月 2 日(金)まで	令和 8 年11月 1 日(日)
令和 8 年11月 2 日(月)まで	令和 8 年11月 4 日(水)まで	令和 8 年12月 1 日(火)
令和 8 年12月 1 日(火)まで	令和 8 年12月 2 日(水)まで	令和 9 年 1 月 1 日(金)
令和 9 年 1 月 4 日(月)まで	令和 9 年 1 月 5 日(火)まで	令和 9 年 2 月 1 日(月)
令和 9 年 2 月 1 日(月)まで	令和 9 年 2 月 2 日(火)まで	令和 9 年 3 月 1 日(月)

なお、特定調達契約に係る入札公告の後に、当該公告に係る競争入札参加資格の認定を受けることとなる場合は除きます。

(4) 提出書類に使用する言語等

申請書は、日本語で記入してください。申請書以外の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

4 資格の審査の結果通知

審査の結果は、資格申請システムにおいて通知します。通知の確認方法は、後日、電子メールによりお知らせします。

5 問合せ先

工事の請負、地質調査、測量並びに工事の設計及び監理の委託については、(令和 7 年 3 月14日以前) 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在事務所 建設業審査担当 (横浜市神奈川区鶴屋町 2-24の2 かながわ県民センター 2階 電話 (045) 313-0722) (同月17日以降) 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課建設業審査グループ (横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル 5階 電話 (045) 285-3218)

製造の請負、物件の買入れ、清掃の請負、環境影響調査及び損失補償に係る建物等の調査の委託、一般業務の請負等、物件の借入れ並びに物品の売払いについては、神奈川県会計局調達課資格審査グループ (横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1階 電話 (045) 210-6721)

正 誤

昭和59年 5 月29日定期第5606号

環境農政・水源環境保全課

ページ	欄	行目	誤	正
474	左	下から21	1,821の 5 まで (以上 4 筆	1,821の 6 まで (以上 5 筆